

第2回鹿屋交通圏タクシー特定地域協議会議事概要

平成22年2月9日（火）

13：30～15：00

鹿屋市役所 会議室

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議 事

【西村会長】

まず、はじめに事務局から議事（1）の「本協議会の目的について」説明願いたい。

【事務局】

別添（資料2・3・4・5）により

- 本協議会の目的について
- 鹿児島県のタクシー事業の状況
- 適正と考えられる車両数の算定
- 特定地域における休車制度について

概略を説明。

《質疑》

【西村委員】

鹿屋市のタクシー事業者が近々廃業するとの情報があるが、保有車両数159台に含まれているのか。

【事務局】

1月末で事業を廃業する事業者の話は聞いているが、今のところ廃止届は出していない。該社のタクシー車両数は30両であり、159両に含まれている。

【稲富委員】

鹿屋交通圏とはどの範囲を言うのか。

【事務局】

鹿屋市と肝属郡の東串良町を合わせた地域である。

【西村会長】

ほかに意見もないようなので、議事２の「鹿児島空港交通圏タクシー特定地域協議会 地域計画（案）」の審議に入ることとしたいが、その前に、資料６の「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」地域計画について、事務局から説明を願いたい。

【事務局】

別添資料６について説明。

【西村会長】

それでは、「地域計画」（案）の審議に入ることとするが、「地域計画（案）」は、「タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針」、「地域計画の目標」、「地域計画の目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事項」の３項目で構成されているので、それぞれの項目毎に審議をお願いしたい。

【事務局】

資料９の「１．タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針」について説明。

《質疑》

【立石委員】

只今、鹿屋交通圏のタクシー事業の現況について、説明があったが、自動車運転代行業と自家用有償運送の増加もタクシー需要減少の一因と思われるので、追加していただきたい。

【西村会長】

提案内容については、地域計画（案）を修正した上で、次回の協議会で審議していただくことで了解願いたい。

【西村会長】

ほかに意見もないようなので、「2. 地域計画の目標」に進むこととしたい。

【事務局】

資料9の「2. 地域計画の目標」について説明。

【西村会長】

特に意見もないようなので、次に「3. 実施主体に関する事項」に進むこととしたい。

【事務局】

資料9の「3. 地域計画の目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事項」について説明。

《質疑》

【茄子田委員】

30 両持っているタクシー事業者が廃業したら、運輸局が示した適正車両台数に近づくことになるが特定地域の指定はどうなるのか。

【事務局】

今のところ、地域指定の見直し時期等の手法は示されていないが、地域指定されている平成24年9月30日までの期間においては、タクシー事業者等の皆さんには「地域計画」に基づく特定事業等に取り組んでいただくことになる。

【西村委員】

3. 地域計画の目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事項の下から4行目「・・・積極的に取り組むタクシー事業者を支援する方策を関係者で検討することが必要で

ある」とあるが、関係者とはどのようなものを対象としているのか。

【事務局】

例えば、タクシー乗場を設置する場合は、道路管理者にも参画していただくことになると思われる。よって、特定事業等を行うなかで、関係者を広く捉えられるようにするため、関係者は限定していない。

【西村会長】

活発なご議論をいただいたが、一部修正意見もあったので、次回協議会では、今回頂いた意見を基に「鹿屋交通圏タクシー特定地域協議会地域計画」の修正案として呈示し、承認いただくということで、本日は、これをもって終了としたい。

それでは、議事3の「その他」について、事務局からご説明を願いたい。

【事務局】

次回の第3回協議会については、本日いただいた意見を基に「地域計画」の修正案を作成し、提案したいと考えている。

また、年度末の忙しい時期でもあるので、次回は4地区合同協議会の方向で、日程調整させて頂きたいと考えているので、ご協力の程、よろしくお願いしたい。

【西村会長】

次回は日程的にも、かなり厳しくなると思うが、委員の皆様方には、今後の協議会運営について、ご協力の程、よろしくお願いしたい。

4. 閉 会

【事務局】

これをもって、「第2回鹿屋交通圏タクシー特定地域協議会」を終了する。